

川越市障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3に規定する情報公表対象サービス等情報及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18に規定する情報公表対象支援情報（以下、「障害福祉サービス等情報」という。）の公表等について、川越市（以下「市」という。）が、市の指定する事業者から報告される障害福祉サービス等情報の受理、調査、情報の公表等の事務を毎年度実施するに当たり当該事務を効率的かつ円滑に行う観点から、必要な事項を定めることを目的とする。

(基準日及び実施期間)

第2条 本要綱の基準日は、毎年4月1日とする。

2 実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(対象サービス等の種類)

第3条 情報の公表を行う障害福祉サービス等（以下、「対象サービス等」という。）は、以下のとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(報告対象事業者)

第4条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定により、報告の対象は以下の事業者とする。

(1) 対象サービス等の提供を開始しようとする事業者

(2) 基準日より前に対象サービス等を提供している事業者(災害その他報告を行うことができないことにつき正当な理由があるものを除く。)

(障害福祉サービス等情報の報告)

第5条 事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス

等情報公表システム」を(以下、「情報公表システム」という。)通じ、障害福祉サービス等情報の報告を行うものとする。

(報告の開始)

第6条 報告の開始日は、第4条(1)の事業者にあつては、対象サービス等の指定を受けた日とし、同条(2)の事業者にあつては、報告を行う年度(以下「報告年度」という。)の5月1日とする。

(報告の期限)

第7条 報告の期限は、第4条(1)の事業者にあつては、対象サービス等の指定を受けた日から1か月以内とし、同条(2)の事業者にあつては、報告年度の7月31日とする。

(障害福祉サービス等情報の内容)

第8条 事業者が報告する障害福祉サービス等情報は、第4条(1)の事業者にあつては、対象サービス等の種類に応じ、障害者総合支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)別表第1号又は児童福祉法施行規則(昭和23年厚生労働省令第11号)の別表第2に掲げる項目とし、第4条(2)の事業者にあつては、対象サービス等の種類に応じ、障害者総合支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)別表第1号及び第2号、又は児童福祉法施行規則(昭和23年厚生労働省令第11号)別表第2及び別表3に掲げる項目とする。

(公表の時期)

第9条 公表の時期は第4条(1)の事業者の報告に係る情報については、報告後1か月以内とし、同条(2)の事業者の報告に係る情報については、報告後2か月以内とする。

(調査の実施)

第10条 市は、公表を行うため必要と認めるときは、障害者総合支援法第76条の3第3項又は児童福祉法第33条の18第3項の規定により調査を実施する。

(情報の更新)

第11条 事業所は、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスに修正又は変更のあるときは、第7条及び第8条の規定にかかわらず、随時、情報公表システムを通じて報告を行うこととする。

(是正命令等を受けた場合の取り扱い)

第12条 事業者は、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定により市から報告、報告の内容の是正又は市の調査を受けることを命じられたときは、報告もしくは報告内容の是正を行い又は市の調査を受けること。

(苦情等の対応)

第13条 公表されている情報(以下「公表情報」という。)に関する利用者等からの苦情等に対応する窓口を、福祉部障害者福祉課に置く。

2 市は、前項の苦情等について、事業者に対する照会等を行う。

3 市は、前項の照会等に対し、事業者から適切な説明が得られた場合は、利用者等に対し説明を行う。またこの場合において、公表情報の訂正が必要なときは、事業者から訂正の報告を受けた後、速やかに公表する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、制度の実施に必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。